

○流山市小規模水道条例施行規則

平成25年3月29日  
規則第20号

(趣旨)

第1条 この規則は、流山市小規模水道条例（平成24年流山市条例第34号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査事項)

第2条 条例第3条第2項の規則で定める同条第1項各号の基準に関して必要な事項は、水に含まれる物質の種類及び量並びに水の検査の方法とする。

2 前項の水に含まれる物質の種類及び量は、水質基準に関する省令（平成15年厚生労働省令第101号）本則の表に定めるとおりとし、同項の検査の方法は、水質基準に関する省令に規定する厚生労働大臣が定める方法とする。

(増設及び改造の工事)

第3条 条例第5条の規則で定める増設又は改造の工事は、次の各号に掲げる工事とする。

(1) 1日最大給水量、水源の種別、取水地点又は浄水方法の変更に係る工事

(2) 沈殿池、ろ過池、浄水池、消毒設備又は配水池の新設工事、増設工事又は大規模な改造に係る工事

(確認申請書等)

第4条 条例第6条第1項の規定による申請は、流山市小規模専用水道新設・増設（改造）工事確認申請書（別記第1号様式）によらなければならない。

2 条例第6条第1項の規則で定める書類及び図面のうち、同条に規定する小規模専用水道の新設に係る書類及び図面は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 小規模専用水道施設概要書（別記第2号様式）

(2) 給水区域を記載した図面

(3) 小規模専用水道施設の位置並びに水源及び浄水場の周辺の概況を明らかにする地図

(4) 主要な小規模専用水道施設（次号に掲げるものを除く。）の構造を明らかにする図面

(5) 導水管きょ、送水管並びに配水及び給水に使用する主要な導管の配置状況を明らかにする図面

(6) その他市長が必要と認める書類

3 前条各号に掲げる工事を行う場合に係る条例第6条第1項の規則で定める書類及び図面は、前項各号に定める書類及び図面のうち当該工事に係る部分の書類及び図面とする。

4 条例第6条第2項第8号の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 給水が行われる施設又は区域の名称及び所在地

(2) 水の供給を受ける者の数

5 条例第7条第1項の規定による通知は、流山市小規模専用水道布設工事確認通知書（別記第3号様式）により行うものとする。

（給水開始前の届出及び検査等）

第5条 条例第8条第1項の規定による届出は、流山市小規模専用水道給水開始届出書（別記第4号様式）により行わなければならない。

2 条例第8条第1項に規定する水質検査は、小規模専用水道により供給される水が水質基準に適合するかどうかを判断することができる場所から採取した水（以下「検水」という。）について、第2条に規定する検査事項について行う検査及び第8条第4号に規定する消毒の残留効果（以下「消毒の残留効果」という。）について水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）に基づき厚生労働大臣が定める検査方法により行う検査とする。

3 条例第8条第2項の規定により行う施設検査は、浄水及び消毒の能力、流量、圧力、耐力、汚染並びに漏水等施設の新設、増設又は改造により影響のある事項について行うものとする。

4 条例第8条第2項の規定により行う施設検査の結果通知は、流山市小規模専用水道施設検査結果通知書（別記第5号様式）により行うものとする。

（小規模専用水道の変更又は廃止の届出）

第6条 条例第9条の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

(1) 小規模専用水道の設置者の住所及び氏名

(2) 条例第6条第2項各号に掲げる事項

2 条例第9条に規定する変更の届出は、流山市小規模専用（小規模簡易専用）水道変更届出書（別記第6号様式）により、同条に規定する廃止の届出は、流山市小規模専用（小規模簡易専用）水道廃止届出書（別記第7号様式）により行わなければならない。

（定期又は臨時の水質検査）

第7条 条例第10条第1項の規定により行う定期の水質検査は、検水について、次の表の左欄に掲げる検査ごとに同表右欄に定める回数により実施するものとする。

検査	回数
色及び濁り並びに消毒の残留効果に関する検査	1日につき1回
第2条に規定する検査事項についての検査	6箇月につき1回

2 前項の規定にかかわらず、水質が良好であると市長が認めるときは、第2条に規定する検査事項について行う検査の一部を省略することができる。

3 条例第10条第1項の規定により行う臨時の水質検査は、小規模専用水道により供給される水が、水質基準に適合しないおそれがあると認められる場合に検水について第2条に規定する検査事項について行う検査とする。この場合において、当該検査の一部を行う必要がないことが明らかであると市長が認めるときは、当該検査の一部を行わないこととすることができる。

（衛生上の措置）

第8条 条例第11条の規定により、小規模専用水道の設置者が講じなければならない消毒その他衛生上必要な措置は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 水源地、浄水場及び配水池は、常に清潔にし、水の汚染の防止を十分にすること。

(2) 前号の各施設には、鍵をかけ、柵を設ける等みだりに人畜が施設に立ち入って水が汚染されるのを防止するのに必要な措置を講ずること。

(3) 配水池等水槽の掃除を1年ごとに1回定期に行うこと。

(4) 給水栓における水が、遊離残留塩素を1リットルにつき0.1

ミリグラム（結合残留塩素の場合は1リットルにつき0.4ミリグラム）以上保持するように塩素消毒をすること。ただし、供給する水が病原生物に著しく汚染されるおそれがある場合又は病原生物に汚染されたことを疑わせるような生物若しくは物質を多量に含むおそれがある場合にあっては、給水栓における水が遊離残留塩素を1リットルにつき0.2ミリグラム（結合残留塩素の場合は1リットルにつき1.5ミリグラム）以上保持するように塩素消毒をすること。

（小規模簡易専用水道の給水開始の届出）

第9条 条例第13条第1項の規定による届出は、流山市小規模簡易専用水道給水開始届出書（別記第8号様式）により行わなければならない。

2 前項の届出書には、小規模簡易専用水道施設概要書（別記第9号様式）、主要な水道施設の配置状況を明らかにする系統図その他市長が必要と認める書類を添付しなければならない。

（小規模簡易専用水道の変更又は廃止の届出）

第10条 条例第13条第2項に規定する変更の届出は、流山市小規模専用（小規模簡易専用）水道変更届出書により、同項に規定する廃止の届出は、流山市小規模専用（小規模簡易専用）水道廃止届出書により行わなければならない。

2 条例第13条第2項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる事項とする。

（1）小規模簡易専用水道の設置者の住所及び氏名

（2）小規模簡易専用水道施設概要書（給水開始年月日を除く。）に記載された事項

（小規模簡易専用水道の管理基準）

第11条 条例第14条の規則で定める基準は、次の各号に掲げるとおりとする。

（1）水槽の掃除を1年ごとに1回定期に行うこと。

（2）水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

（3）給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、第2条に規定する検査事項につい

て検査を行うこと。この場合において、当該検査の一部を行う必要がないことが明らかであると市長が認めるときは、当該検査の一部を行わないこととすることができる。

(4) 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(身分証明書)

第12条 条例第17条第3項の証明書は、身分証明書（別記第10号様式）とする。

附 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

別記

第 1 号様式(第 4 条関係)

流山市小規模専用水道新設・増設(改造) 工事確認申請書

年 月 日

(宛先) 流山市長

住 所

氏 名

㊟

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

小規模専用水道の新設・増設(改造)工事の確認を受けたいので、流山市小規模水道条例第 6 条第 1 項の規定により関係書類を添えて申請します。

注 個人が申請する場合は、申請者の氏名を自署することにより、押印を省略することができます。

第 2 号様式（第 4 条関係）

（表）

小規模専用水道施設概要書（台帳）

整理  
番号

施設の名称・所在地			
設置者の住所・氏名	TEL		
管理者の住所・氏名	TEL		
主たる用途	共同住宅・事務所・店舗・学校・病院・工場・その他（ ）		
確認通知の番号・年月日	流山市指令第 号 年 月 日		
給水開始年月日			
小規模専用水道 届出年月日		建築物における衛 生的環境の確保に 関する法律適用の有無	有・無

水源の種別	表流水 ・ 伏流水 ・ 湧水 ・ その他（ ）		
水道施設 の 概要	(フローシート)		
	消毒設備	(注入方式)	(台数) 台
水道施設 の 位置・ 規模・ 構造			
浄水方法			
給水人数		一日最大給水量	
		一日平均給水量	
(備考)			



(裏)

(案内図)

記 事	
年 月 日	記 事

第 3 号様式（第 4 条関係）

流山市指令第 号

（申請者の住所・氏名）

流山市小規模専用水道布設工事確認通知書

流山市小規模水道条例第 6 条第 1 項の規定により、 年 月  
日付けで申請のあった下記小規模専用水道の新設・増設（改造）工事の  
設計については、同条例第 4 条の規定による施設基準に適合する（適合  
しない）と認められるので、同条例第 7 条第 1 項の規定により通知する。

年 月 日

流山市長



記

- 1 小規模専用水道施設の名称及び所在地  
名 称  
  
所在地
- 2 適合しない理由

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示の文の標準を  
定める規則（平成 17 年流山市規則第 14 号）別記第 1 に準じた教  
示の文を付すこと。

第4号様式（第5条関係）

流山市小規模専用水道給水開始届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所

氏 名

㊟

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

年 月 日付け流山市指令第 号で確認を受けた小規模専用水道について、給水を開始したいので、流山市小規模水道条例第8条第1項の規定により下記のとおり届け出ます。

記

1 給水が行われる施設の名称及び所在地

2 給水開始予定年月日 年 月 日

3 水質検査の結果 別添のとおり

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第 5 号様式（第 5 条関係）

流山市指令第 号  
年 月 日

流山市小規模専用水道施設検査結果通知書

流山市小規模水道条例第 8 条第 1 項の規定により、給水開始前の届出があった施設（ 年 月 日付け流山市指令第 号）の検査結果については、下記のとおり通知します。

記

1 検査実施日

年 月 日

2 検査結果

（ア）合格

（イ）不合格

理由：

注 不合格の場合は改善終了後、再度検査を実施するものであること。

備考 行政不服審査法及び行政事件訴訟法に基づく教示の文の標準を定める規則（平成 17 年流山市規則第 14 号）別記第 1 に準じた教示の文を付すこと。

第 6 号様式（第 6 条、第 10 条関係）

流山市小規模専用（小規模簡易専用）水道変更届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所

氏 名

㊟

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

下記のとおり変更したので、流山市小規模水道条例 第 9 条  
第 13 条第 2 項  
の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 水道の区分 小規模専用水道 ・ 小規模簡易専用水道
- 2 確認通知の番号・年月日（小規模簡易専用水道の場合は、給水届出年月日）
- 3 施設の名称及び所在地
- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変更事項 旧

新

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第7号様式（第6条、第10条関係）

流山市小規模専用（小規模簡易専用）水道廃止届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所

氏 名

㊟

〔 法人又は組合にあっては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

下記のとおり小規模水道を廃止するので、流山市小規模水道条例第9条第13条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

記

- 1 水道の区分 小規模専用水道 ・ 小規模簡易専用水道
- 2 確認通知の番号・年月日（小規模簡易専用水道の場合は、給水開始届出年月日）
- 3 施設の名称及び所在地
- 4 廃止予定年月日 年 月 日
- 5 廃止の理由

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第 8 号様式（第 9 条関係）

流山市小規模簡易専用水道給水開始届出書

年 月 日

（宛先）流山市長

住 所

氏 名

㊟

〔 法人又は組合にあつては、主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の氏名 〕

小規模簡易専用水道の給水を開始したので、流山市小規模水道条例第 13 条第 1 項の規定により関係書類を添えて届け出ます。

注 個人が届け出る場合は、届出者の氏名を自署することにより、押印を省略することができる。

第9号様式（第9条関係）

（表）

小規模簡易専用水道施設概要書（台帳）

整理 番号	
----------	--

施設の名称・所在地			
設置者の住所・氏名			
管理者の住所・氏名			
主たる用途	共同住宅・事務所・店舗・学校・病院・その他（ ）		
給水開始届出年月日		給水開始 年 月 日	
小規模簡易専用水道 届出年月日		建築物における 衛生的環境の確保 に関する法律 適用の有無	

水 源		市		水道事業
受水 槽	設置場所	屋内 ・ 屋外	設置基数	基
	設置方式	地上式・地下式・半地下式	材質	鉄筋コンクリート・鋼鉄 FRP・その他（ ）
	有効容量	縦 横 有効水深 m <sup>3</sup> （ m × m × m ）		
高架 水槽	設置場所	屋内 ・ 屋外	設置基数	基
	設置方式	地上式・地下式・半地下式	材質	鉄筋コンクリート・鋼鉄 FRP・その他
用 途	生活用水専用・消防用水共用・工業用水共用・その他（ ）			
主 要 配 管	鋼管・亜鉛メッキ鋼管・塩化ビニール管・その他（ ）			
使 用 状 況	水量	m <sup>3</sup> /日	使用者数	人/日
塩 素 滅 菌 機 の 有 無	有（ ） ・ 無			
（備考）				



(裏)

(案内図)
-------

年 月 日	記 事

第 1 0 号様式（第 1 2 条関係）

（表）

	第	号
身 分 証 明 書		
	職 名	
	氏 名	
上記の者は、流山市小規模水道条例第 1 7 条の規定により、立入検査を行うことができるものであることを証する		
年	月	日
	流山市長	印

（裏）

流山市小規模水道条例（平成 2 4 年流山市条例第 3 4 号）抄

## 別記

- 第 1 号様式（第 4 条関係）
- 第 2 号様式（第 4 条関係）
- 第 3 号様式（第 4 条関係）
- 第 4 号様式（第 5 条関係）
- 第 5 号様式（第 5 条関係）
- 第 6 号様式（第 6 条、第 1 0 条関係）
- 第 7 号様式（第 6 条、第 1 0 条関係）
- 第 8 号様式（第 9 条関係）
- 第 9 号様式（第 9 条関係）
- 第 1 0 号様式（第 1 2 条関係）